

9月定例会

9月6日から
28日まで

22年度決算9件を認定

概要

岩沼市議会の9月定例会(平成23年第3回議会)は9月6日に招集され、23日間の会期で開かれました。
平成22年度の一般会計歳入歳出など決算9件を含む24議案を原案通り可決・認定するなどしました。

東日本大震災関係では、被災者の自立支援及び被災地域の総合的な復興対策を長期安定的に実施するための震災復興基金条例や壊滅的な被害を受けた二の倉海浜プールを廃止する条例などを可決しました。
教育委員会の委員1名の再任を求める議案は、全会

一致で同意しました。
決算審査は、15日に特別委員会を設置した後、総務、教育民生、建設産経の3部会に分かれて、4日間にわたり慎重審査を行いました。
議員定数の減に伴う各常任委員会の定数減について、議会運営委員会(議運委)から条例の一部改正案が提出され、可決しました。
一般質問は18人が行い、全議員が東日本大震災の復興・復興に関する質問を取り上げました。冒頭に発言があり、議運委が開かれるなどして、質問の開始が遅れました。

議員提案

◆発議案4号 岩沼市議会委員会条例(一部改正)

次の一般選挙から議員定数が18人となることから、総務・教育民生・建設産経の各常任委員会の委員定数を7人から6人に改めました。

意見書

◆意見書案3号 原子力発電依存から脱却し、再生可能エネルギーへの転換を求める意見書

現在の原子力発電の技術は本質的に引き続き拒否されました。その後、ブログの一部訂正はなされたものの、謝罪がなされていないことから、議長の秩序保持権、議事整理権に基づき謝罪を求めました。しかし、これも行われなかったため、再度議運委を開催することになりました。

人事

◆教育委員会委員

藤川 チユキ 氏(再任)

議員のブログで紛糾

動議

◆須藤功議員の9月6日ブログ記事中の誤った記載内容の削除と謝罪を求める動議

提案理由 「議運委において全会一致で決定した(議会に関する) ブログの誤った記載の削除と謝罪を行うことを履行されなかったため、再度議運

委を開催し、同じ内容を確認した。これを受け、(岩沼市議会では6月定例会は開かれなかったとの誤解を受けるような) ブログの誤った箇所の削除と謝罪を求める」

質疑① 「この動議は、地方自治法や会議規則に基づく懲罰動議か」

答弁① 「そうではない」
質疑② 「この動議が可決

しても、もう一度拒否されたらどうなるか」

答弁② 「議運委を開催し、再度協議することになる」

反対討論① 「議員全員で議決する範疇になじまないので反対」

採決の結果、賛成多数(※ 表決結果は、次ページを参照)で動議が成立しました

が、「意見を求められることもなく謝罪しろと言われることも納得がいかない」ということで、前日(9月12日)

議運委では、「(以前に開かれた) 議運委や動議が出たときに、お話ができなかったため意固地になってしまった。議運委や本会議前

に引き続き拒否されました。その後、ブログの一部訂正はなされたものの、謝罪がなされていないことから、議長の秩序保持権、議事整理権に基づき謝罪を求めました。しかし、これも行われなかったため、再度議運委を開催することになりました。

であれば謝罪するつもりだった。何度も議運委を開かせて申し訳ないと思うが、話を聞いてもらえなかったことは譲れなかったため、こうなってしまった」との本人の弁明を聞きました。この取り扱いについては、全会一致で沼田健一議長に一任することになりました。
本会議を再開し、宍戸幸次議運委員長から経過が報告され、これを受け再度議長は謝罪を求め、須藤功議員から謝罪がなされました。